

葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第4次) 概要版

1 計画の概要

葛飾区は、平成 23 年 4 月に葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）を策定し、「コミュニティを活かしてつくる循環型のまち」を将来像として、ごみを減らし資源を有効活用することで環境への負荷をできるだけ少なくする資源循環型地域社会の構築に努めてきました。平成 28 年 4 月には、目標達成状況や施策の実施状況などを踏まえ、葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）改定版を策定し、さらなるごみ減量を推し進めてきました。今後は、国際社会の目標である SDGs を踏まえ、「葛飾区版 SDGs」や「ゼロエミッションかつしか」を念頭に置いた取組を進め、資源循環型地域社会の形成を目指していきます。

1 計画の位置付け

本計画は、「葛飾区基本構想」「葛飾区基本計画」「葛飾区実施計画」及び「葛飾区環境基本計画」を上位計画と位置付け、「葛飾区環境基本計画」の部門別計画として、本区で発生する一般廃棄物の処理に関して、中期的な対応を図るための指針です。

2 計画期間

本計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とします。ただし、計画期間中においても、廃棄物を取り巻く社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



葛飾区版 SDGs

SDGs が目指す「社会、環境、経済のバランスの良い発展」を見据え、いつまでも幸せに暮らせる、夢と誇りあるふるさと葛飾を区民と協働して実現し、持続可能な葛飾区の発展を目指す取組です。



ゼロエミッションかつしか宣言

近年、酷暑や集中豪雨など気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、世界全体が危機的状況になっています。国連の報告によれば、気候変動による深刻な被害を食い止めるためには、2050 年頃に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があることが示されています。

このことを踏まえ、本区は、都内の区市町村に先駆け、「ゼロエミッションかつしか」として、2050 年までに区内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを宣言しました。

2 基本理念

本計画では、以下のとおり基本理念・基本方針を定め、本区の特徴を活かし、区民・事業者・区が一体となり資源循環型社会を目指します。

1 基本理念

持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、
環境への負荷を低減させます！

2 基本方針

基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用の推進

基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進

基本方針Ⅲ 適正なごみ処理の推進

3 ごみと資源の現状

1 ごみと資源の排出量

ごみと資源の年間総排出量（区収集ごみ、持込ごみ、資源回収の合計）は、平成18年度以降概ね減少傾向で推移しています。令和元年度のごみと資源の年間総排出量は131,979 tであり、一人一日当たりの家庭ごみ排出量は495 gでした。

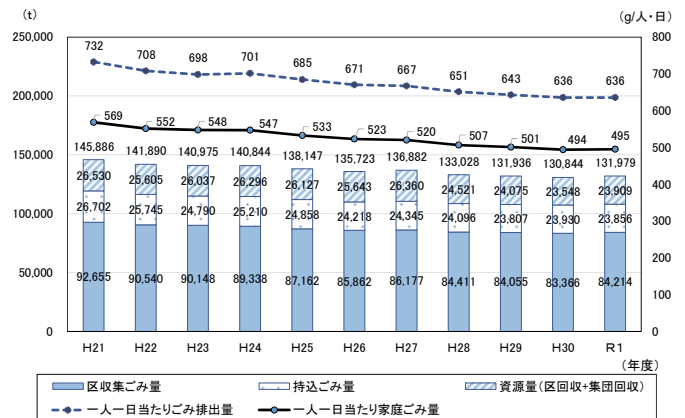


図1 ごみと資源の排出量の推移

2 資源回収量と資源回収率

区が収集した資源回収量はほぼ横ばい傾向ですが、集団回収量については平成27年度以降減少しています。

資源回収率は22%~23%を概ね横ばいで推移しています。

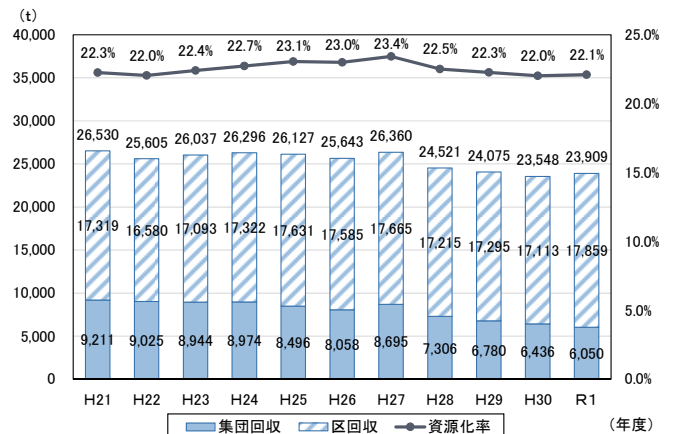


図2 資源回収量と資源回収率の推移

4 ごみ処理の課題

1 ごみの発生抑制に関する課題

家庭ごみ	<p>家庭ごみ排出量は減少傾向にありますが、今後も、国の動向や社会情勢の変化を考慮し、さらなるごみ減量を進めていく必要があります。特に紙類は、燃やすごみのうち約 25%を占めており、雑紙の分別徹底を進めていく必要があります。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」において、食品ロス削減が国民運動として位置付けられ、地方公共団体においても、食品ロス削減に向けた取組を加速させていくことが求められています。</p>
事業系ごみ	<p>事業系ごみ排出量は概ね減少傾向にありますが、ごみの総排出量のうち約 22%を占めており、少なくない割合です。区内事業所を対象に、令和元年度に実施したアンケート調査の結果、約 40%が「ごみ減量・リサイクルが今後できると思う」と回答しており、今後もごみの適正排出や資源化、減量に向けた取組が必要です。その他、家庭ごみと事業系ごみの区別の徹底や事業者が自らの責任において処理するよう促す自己処理転換の指導など、引き続き事業者積極的に働きかけていきます。</p>

2 資源化に関する課題

ごみの分別徹底 資源化のため	<p>燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装の中には、依然として資源として利用できるものが混入しています。そのため、適正な分別を呼び掛けることによる資源化の徹底が必要です。また、資源の回収量の増加に向けて、新たな資源化品目の検討も進めていく必要があります。</p> <p>特にプラスチックについては、地球温暖化や海洋プラスチック問題などに対応するため、国が令和元年度に「プラスチック資源循環戦略」を策定したほか、東京都では「ゼロエミッション東京戦略」「プラスチック削減プログラム」が策定され、より一層の資源循環を図るための取組が加速しています。さらに、これまで廃棄されていた製品や原材料などを新たな資源としてとらえ、廃棄物を出さず資源を循環させる経済の仕組みである「サーキュラーエコノミー」の考え方を取り入れた、ライフサイクル全体での資源循環が求められています。</p>
集団回収の活性化	<p>集団回収による資源回収量が減少傾向にあり、ペーパーレス化による紙類の流通量の減少に伴う減量や、びん・缶類の軽量化といった企業活動による減量のほか、地域コミュニティの希薄化や高齢化による活動縮小といった要因が考えられます。</p> <p>集団回収が活発になることで、資源化に対する意識が高まるだけでなく、地域コミュニティの活性化や、防災、防犯、資源持ち去り対策の観点などからも多くの利点が考えられます。そのため、引き続き、集団回収実施に向けた区民への意識啓発活動等、集団回収を活性化する施策が必要です。</p>

3 収集、運搬、処理、処分にに関する課題

ごみ処理事業 経費の削減	近年、ごみ量の減少に伴い、1 t 当たりのごみ処理事業経費は増加傾向にあります。清掃車両を無駄なく効率よく配車することで経費削減につながります。また、効率的な配車は環境負荷低減にもつながるため、継続した努力が必要です。
集積所の 適正管理	分別できていないごみの排出や、指定された出し方を守らないような集積所への不適正排出を防止するための啓発活動の強化が必要です。また、近年外国人住民が増加している中で、生活習慣や文化の違いからごみや資源の出し方に戸惑うこともあるため、適切に排出ができるように地域と連携した取組について検討する必要があります。
中間処理・ 最終処分	中間処理に関しては、清掃工場を運営する清掃一組と連携して、資源として利用できるものを資源化するなどの適正な中間処理体制を構築していく必要があります。最終処分に関しては、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を少しでも長く使用するため、区民に埋立処分の現状を伝えていき、協働によるごみ減量の取組を推進する必要があります。

5 計画の目標

指標	基準 (令和元年度)	目標値 (令和 12 年度)
区民一人一日 当たりの家庭ごみ量	495 g	425 g (▲70 g)
事業系ごみ 年間総排出量	23,856 t	23,805 t (▲51 t)
資源回収率	22.1%	27% (+4.9 ポイント)



葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター
リー(Ree)ちゃん

6 災害対策

大規模な地震災害や水害等が発生した場合に、がれきをはじめとする災害廃棄物が大量に発生し、これらの処理に多大な時間を要する事態が想定されます。大量に発生した災害廃棄物は、一時的に仮置場で保管することになります。

本区は、災害時に区民の生活環境を保全し、被災地域の一日も早い復旧・復興を図ることを目的として、災害時における通常ごみやし尿処理の検討に加えて、災害廃棄物発生量の推計や災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の運営方法を検討するほか、最終的に処理先へ搬入するまでの処理体制を定めた、「災害廃棄物処理計画」を策定しています。

持続可能な資源循環型地域社会の形成を
促進し、環境への負荷を低減させます！

ごみの発生抑制・再使用の推進

1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進

- ①食品ロス削減に向けた取組 葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発
- ②ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実 子どもを対象とした環境学習の充実、大人を対象とした環境学習の充実、ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実、普及啓発イベントの実施、キャラクター（リー（Ree）ちゃん）を活用した普及啓発、区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進、3R推進パートナーによる3R活動の推進、かつしかエコライフプラザの機能の充実
- ③再使用の推進 不用品利用の促進、不用品の展示・販売、グリーンバンク事業の推進、自転車のリサイクル
- ④経済的手法によるごみ減量の推進 3Rエコポイント制度の検討、家庭ごみ減量のための経済的手法の導入

2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進

- ①ごみの発生抑制に向けた普及啓発 区の率先した取組、事業者への啓発活動
- ②ごみの適正排出に向けた取組 区収集を利用する事業者に対する適正排出指導、説明・相談体制の確立、大規模事業所等に対する適正排出指導
- ③事業者のごみ減量に向けた取組への支援 取組への動機づけ、業種ごとのガイドライン作成
- ④許可業者収集への移行促進 区収集排出基準の見直し

多様な資源循環の推進

1 家庭から出る資源の循環

- ①徹底的なプラスチックの資源循環 プラスチック製容器包装の分別徹底、マイボックス運動の推進、環境学習へのメニュー追加、事業者との協働による使用量削減の推進、ボトル to ボトルの推進、バイオマスプラスチックに関する普及啓発、バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援
- ②雑紙の資源化に向けた取組 かつしかルールの普及啓発の徹底、雑紙回収チャレンジの実施、事業者向け環境学習
- ③新たな資源化の推進 燃やさないごみの資源化、粗大ごみの資源化の検討、製品プラスチックの集積所回収の検討、区による資源回収の推進
- ④集団回収の取組支援 集団回収の取組支援
- ⑤資源持ち去り防止対策 資源持ち去り防止対策

2 事業所から出る資源の循環

- ①事業者による自主回収の促進 事業者による自主回収の促進

適正なごみ処理の推進

1 効率的・効果的な清掃事業の推進

- ①ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施 ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施
- ②収集・運搬サービスの充実 収集・運搬サービスの充実

2 ごみの適正排出に向けた取組

- ①ごみの適正排出に向けた取組 誰もが適正に排出できる環境整備、不法投棄防止対策、一般廃棄物処理業者の指導、適正なごみ処理手数料の設定

3 中間処理

効率的で安定した全量処理体制の確保、環境負荷の低減、地球温暖化防止対策の推進、最終処分場の延命化、災害対策の強化

4 最終処分

最終処分場の延命化

8 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本区の下水道普及率は概成 100%となっており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理します。

残存する一般家庭から排出されるし尿は、区が収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所まで運搬しています。品川清掃作業所では、固形分を取り除くなど適正に処理をしてから、下水道排出基準内まで希釈して下水道に放流します。

2 し尿の処理

一般家庭から排出されるし尿については、基本的な住民サービスとして、引き続き区で収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所で処理を行うこととします。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業系し尿及び事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥の処理は、今後も引き続き民間事業者による処理体制を基本としていきます。

3 浄化槽の清掃

浄化槽を設置している家庭に対して、浄化槽の健全な機能を維持するため、定期的な保守点検・清掃などを行うよう働きかけます。

9 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において、計画立案・進行管理を行うとともに、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、ごみの発生抑制や3Rの取組を牽引する役割を担うことで、本計画を推進していきます。

また、必要に応じて「葛飾区リサイクル清掃審議会」を設置し、有識者・区民の意見を反映しながら計画を側面支援していきます。

2 計画の進行管理

本計画で掲げるごみ減量目標値の達成状況や主な施策の進捗状況について、「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行い適時公表します。

なお、緊急に対応すべき状況が生じ、見直しが必要となる場合には毎年度策定する「葛飾区一般廃棄物処理実施計画」の中で対応します。

10 葛飾区食品ロス削減アクションプラン

1 目指すべき姿

かつしかルールの目標を達成し、**2030年食品ロス量半減**
～一人一人から始まる食品ロス削減！～

2 施策の展開

発生抑制を最優先とした食品ロス削減
「かつしかルール」の普及啓発の徹底
家庭における食品ロス削減
事業者における食品ロス削減
適正な再生利用
未利用食品の有効活用
家庭用生ごみ処理機等購入費助成
推進体制の整備
情報収集・発信
庁内連携



3 各主体の役割

区民 (消費者)	食品ロスの重要性について理解を深め、食品ロス等の削減を実践する。
事業者	事業活動を通じた食品ロス削減の取組を実践する。
区 (行政)	区の率先した取組と、区民・事業者に対する普及啓発等による食品ロス削減を推進する。



葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）**概要版**

発行日：令和3年4月

発行：葛飾区 環境部 リサイクル清掃課

電話：03-3695-1111（代表）

ホームページ：<http://www.city.katsushika.lg.jp/>

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。